

栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、営繕工事における職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

(週休2日制工事)

第2条 週休2日とは、対象期間において、4週6休以上の現場閉所または現場休息（以下、「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所等ができない期間等）は含まないものとする。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態とする。

5 現場閉所等の評価は、下記の現場閉所等率（対象期間内の現場閉所等日数の割合）によるものとする。

(1) 4週8休以上の現場閉所等率

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

(2) 4週7休以上の現場閉所等率

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合とする。

(3) 4週6休以上の現場閉所等率

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合とする。

(対象工事)

第3条 栃木県県土整備部が発注する営繕工事のうち、以下を除く全ての工事を週休2日制工事の対象とする。

(1) 工期が1箇月未満の工事

(2) 緊急対応が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所等が困難な工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

受注者が、契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

2 前項の（1）及び（2）の各方式の適用基準は、以下の各号による。

(1) 発注者指定型

第3条に規定する対象工事のうち、施工条件に制約が無く限られた期間で集中的な施工が不必要な工事については、発注者指定型として発注することを原則とする。

(2) 受注者希望型

第3条に規定する対象工事のうち、前号（1）に該当しない全ての工事。

(受注者希望型の協議)

第5条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、第4条第1項（2）の工事着手日（工期の始期日）までに「様式-1」により、計画する現場閉所等率を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対し、承諾する場合は、工事着手日（工期の始期日）までに「様式-2」により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所等率は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないものとする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所等の計画及び履行実績、現場閉所等率実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所等の計画を監督員に報告する。また、現場閉所等の計画を変更する場合は、変更する現場閉所等日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した「休日取得計画書及び実施書」等を速やかに監督員に提出するものとする。

2 受注者は、週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

3 受注者は、週休2日制の効果や課題を整理するとともに、工事完了後、発注者が必要に応じて実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(履行実績の確認)

第7条 受注者は、工事履行報告書に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように下記の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。
 - (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
 - (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。
- なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所等の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

現場閉所等率（現場閉所等日数/対象期間）	発注者指定型	受注者希望型
4週8休（28.5%=8日/28日）以上	3点	3点
4週7休（25.0%=7日/28日）以上4週8休未満	減点なし	2点
4週6休（21.4%=6日/28日）以上4週7休未満		1点
4週6休未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 受注者希望型の場合の加点は、第5条の規定に基づき「様式-1」で示した、計画する現場閉所等率以上を達成した場合のみ、計画する現場閉所等率に応じた加点を行う。

(積算方法等)

第10条 発注方式ごとに、現場閉所等の状況に応じた下表の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(1) 発注者指定型

現場閉所等率	労務費の補正係数
4週8休（28.5%=8日/28日）以上	1.05
4週8休未満	補正なし

※ 発注者指定型の積算は、4週8休以上を前提として労務費を補正し、当初設計で計上する。なお、現場閉所等の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して変更契約する。

(2) 受注者希望型

現場閉所等率	労務費の補正係数
4週8休(28.5%=8日/28日)以上	1.05
4週7休(25.0%=7日/28日)以上4週8休未満	1.03
4週6休(21.4%=6日/28日)以上4週7休未満	1.01
4週6休未満	補正なし

※1 受注者希望型の労務費の補正は、「様式-1」で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、変更の対象としない。

※2 受注者希望型の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

2 積算方法等は、別に定める「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(発注者指定型による発注手続)

第11条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

なお、令和3年3月31日以前に入札手続き等を行った工事については、従前の例による。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

なお、令和6年3月31日以前に入札公告・指名通知を行った工事については、従前の例による。